The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	陳士元『夢占逸旨』内篇訳注（六）
Author(s)	清水，洋子
Citation	中国研究集刊. 2012, 55, p. 166-181
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/58701
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

中国研究集刊 剣号（総五十五号）平成二十四年十二月 一六七―一八一頁

陳士元『夢占逸旨』内篇訳注（六）

清水洋子

はじめに

本編は、陳士元『夢占逸旨』内篇訳注の第六稿である。古法篇を対象とした「陳士元『夢占逸旨』内篇訳注（五）」（『中国研究集刊』崗号（第五十四号）、大阪大学中国哲学学会、二〇一二年）に続き、本編では吉事篇を訳注の対象とする。

凡例

・『夢占逸旨』の底本は、陳士元撰『帰雲別集』（道光十三年応城呉毓梅校刊同治十三年修補本）所収本（以下、「帰本」と称す）を使用し、呉省蘭輯『芸海珠塵』（民国五十七年台北芸文印書館景嘉慶中南匯呉氏聴彝堂刊本）所収本（以下、「芸本」と称す）を校本とする。

・本文には【原文】【書き下し文】【現代語訳】【語注】を付し、自注には【原文】【書き下し文】を付す。

・底本と校本との異同については、【原文】中の傍線部と丸数字とで示し、【校異】で詳細（校訂を要する場合など）を挙げる。

・旧字体や異体字は、必要な場合を除き新字体に改めた。

・文意の補足は〔　〕で、注記は（　）で示した。

・自注の引用文に出拠が明示されていない場合は、可能な限り補い、【書き下し文】の中で示した。

・自注の引用文には、陳の翻案あるいは誤引と思われるものもある。この点はいわゆる自注が実は陳士元の自注ではないことを示唆するとも考えられる。本稿で

は、参考として出拠の原文を本編末の注に付しておく。

吉事篇第九

【原文】

本文　吉事有祥、占事知来、周礼季冬聘王夢、

自注　周礼占夢注*、聘問也、夢者事之祥、吉凶之占在日月星辰、季冬日窮於次、星①廻於天、数将幾終、於是発幣而聘問焉、若②休慶之云爾、

【校異】

①帰本は「星衍廻」とする。ここでは芸本に従い「衍」を削除した。

②帰本は「若若」とするが、うち一つの「若」は衍字であろう。ここでは芸本と『周礼』鄭注に従い「若」のみとした。

*芸本は、「占夢注」の下に「曰」を付す。

【書き下し文】

本文　吉事に祥あり。事を占い来たるを知る。『周礼』に「季冬 王の夢を聘う」と(注1)。

自注　『周礼』占夢注、「聘は問なり。夢は事の祥。吉凶の占は日月星辰に在り。季冬 日は次に窮まり、星は天に廻り、数は将に幾んど終わらんとす。是において幣を発して聘問す。之を休慶するが若く云爾」と(注2)。

【現代語訳】

吉事には前兆がある。〔そこで、将来おこる出来事の前兆となる夢を〕占い未来を知るのである。『周礼』には「季冬には、王の夢を問う」とある。

【語注】

○季冬聘王夢……陰暦十二月に王の夢について占問すること。『周礼』占夢に「季冬、聘王夢。献吉夢于王、王拝而受之。乃舎萌于四方、以贈悪夢、遂令始難駆疫」とある。「聘」については、「発幣而聘問焉、若休慶之云爾」の語注、（注3）を参照。○夢者事之祥……「祥」は、きざし、前兆。吉凶どちらについても言う。「夢者事之祥者、若対文、禎祥是善、妖孽是悪、散文祥中可以兼悪。夢者有吉有悪、故云夢者事之祥也。」（『周礼』春官・占夢、鄭注「夢者事之祥」賈公彦疏）「夢者事之祥。人之精爽先見者也。吉凶或有其験、聖王採而用之、我卜

伐紂得吉、夢又戦勝。」（『尚書』周書・泰誓中「朕夢協朕卜、襲于休祥、戎商必克」孔穎達疏）、「以吉凶先見者、皆曰祥。」（『礼記』中庸「必有禎祥」孔穎達疏）○吉凶之占在日月星辰……天体運行を観察することにより吉凶を占断すること。『周礼』に「占夢、掌其歳時、観天地之会、弁陰陽之気、以日月星辰占六夢之吉凶」（春官・占夢）とある。○季冬日窮於次、星廻於天、数将幾終……「次」は天体のやどりを示す十二次。「次、宿也。」（『呂氏春秋』季冬「是月也日窮於次」高誘注）「窮」は太陽が十二次を一巡して元の位置に戻ることを言う。「謂去年季冬日次於玄枵。従此以来、毎月移次他辰、至此月窮尽、還次玄枵、故云日窮于次。」（『礼記』月令「是日也日窮于次」孔穎達疏）「星廻於天」は、星が天の二十八宿を一巡して元の位置に戻ることを言う。このように、日月星辰が天を移動して昨年の季冬と同じ位置に戻ると、暦数が一巡したことになる。「数将幾終」は、暦数がまさに一巡し終える直前の状況を言う。「幾、近也。以去年季冬、至今年季冬三百五十四日、未満三百六十五日、未得正終、唯近於終。」（『礼記』月令「数将幾終」孔穎達疏）○発幣而聘問焉、若休慶之云爾……「発幣」は礼物を贈ること。鄭玄注は、「聘」を吉夢について問う意とする。王のために以前の吉夢を占問し、更に王へ群臣の吉夢を献上し、礼幣を贈りことほぐことを言う。季冬の月には、悪夢を駆逐する行事と併せて、吉夢を献じる行事も行われるとされた（注3）。

【原文】

本文　乃献吉夢以帰美於王、王拝而受之、重其祥也、周書程寤・史記・文儆・武儆四篇皆誥夢之詞、

自注　汲冢周書程寤篇*、太姒夢見商之庭産棘、太子発植梓於闕、化為松栢棫柞、寐覚、以告文王、文王乃召太子発①、占之於明堂、王及太子発並拝吉夢、受商之大命於②皇天上帝、

史記*、維正月、王在成周、昧爽、召三公・左史戎夫曰、今夕朕③寤遂事驚予、乃取遂事之要戒、俾戎夫言之、朔望以聞、

文儆篇*、維文王告夢、懼後祀之無保、庚辰、召④太子発曰、汝敬之哉、民物多変、民何向非利、嗚呼、敬之哉、以詔有司、夙夜無⑤忘、若民之嚮、

武儆篇*、維⑥十有二祀四月、王告夢、丙辰、出金枝・郊宝・開和、細書、命詔周公旦⑦立後嗣、属小子誦文及宝典、王曰、嗚呼、敬之哉、以詔寘小子曰、允哉、汝夙夜勤、心之無窮、

【校異】

①芸本は、「太」を「大」に作る。
②芸本は、「於」を「于」に作る。
③帰本は「朕夢遂事寤驚予」とするが、ここでは芸本と『逸周書』に「朕寤遂事驚予」とあるのに従い改めた。
④芸本は、「召」を「詔」に作る。
⑤芸本は「無」を「勿」に作る。
⑥芸本は、「維」を「惟」に作る。
⑦帰本は「日」に作る。ここでは芸本と『逸周書』に従い「旦」に改めた。
＊芸本は、「程寤篇」の下に「曰」を付す。
＊芸本は、「史記」の下に「篇曰」を付す。
＊芸本は、「文儆篇」の下に「曰」を付す。
＊芸本は、「武儆篇」の下に「曰」を付す。

【書き下し文】

本文　乃ち吉夢を献じて以て美を王に帰し、王拝して之を受く。其の祥を重んずればなり。『周書』程寤・史記・文儆・武儆の四篇は皆な夢を誥ぐるの詞なり。

自注　『汲冢周書』程寤篇、太姒 夢に商の庭 棘を産じ、太子発 梓を闕に植え、化して松柏棫柞と為るを見る。寐覚して、以て文王に告ぐ。文王乃ち太子発を召し、之を明堂に占う。王及び太子発並びに吉夢を拝し、商の大命を皇天上帝より受く(注4)。史記、維れ正月、王 成周に在り。昧爽、三公・左史戎夫を召して曰く、「今夕 朕 遂事の予を驚かすに寤す。乃ち遂事の要戒を取り、戎夫をして之を言わしめ、朔望に以て聞かん」と(注5)。文儆篇、維れ文王夢を告げ、後祀の保つこと無きを懼る。庚辰、太子発を召して曰く、「汝 之を敬まんかな。民物多く変ずるに、民の何ぞ非利に向かわん。嗚呼、之を敬まんかな。以て有司に詔し、夙夜忘るること無く、民の嚮かうところに若え」と(注6)。武儆篇、維れ十有二祀四月、王 夢を告ぐ。丙辰、金枝・郊宝・開和を出して書を細り、周公旦に命じ詔して後嗣を立てしむ。小子誦に文及び宝典を属す。王曰く、「嗚呼、之を敬まんかな」と。詔を以て小子に寘して曰く、「允なるかな。汝 夙夜勤め、心これ窮まること無かれ」と(注7)。

【現代語訳】

そこで〔群臣たちが〕吉夢を献じて王に祝福を捧げ、

王が拝してこれを受けるのは、その前兆を重んじるからである。『逸周書』の程寤篇・史記篇・文儆篇・武儆篇の四篇は、全て夢を告げる言葉〔の記録〕である。

【語注】

○献吉夢以帰美於王……『周礼』占夢に「献吉夢于王、王拝而受之」とある（上述）。「美」は、さいわい。「美、福慶也。」（『周礼』秋官・行夫「行夫、掌邦国伝遽之小事、媺悪而無礼者」鄭玄注）○周書……『逸周書』のこと。後にいわゆる汲冢書とみなされ、『汲冢周書』とも呼ばれる。○誥……上に立つ者が下の者に対して告げること。「告」に通じる。「后以施命誥四方。」（『易』后）、「命・令・禧・畛・祈・請・謁・訊・誥、告也。」（『爾雅』釈詁）また『逸周書』に「維文王告夢」（文儆解）、「惟十有二祀四月王告夢」（武儆解）とある。○太姒夢見商之庭産棘……文王の妃である太姒の夢。商の朝廷内にいばらが生えた夢を言う。「庭」は朝廷、王庭。「廷」に通じる。「棘」は荊棘、いばら。灌木の一種。「棘、小木叢生、多棘難長。」（朱熹『詩集伝』国風・邶風・凱風）ここでは商が天から見放され、王朝として存命することができなくなったことを暗示するものと考えられる(注8)。○太子発植梓於闕、化為松栢棫柞……太子発（後の武王）が周の王庭に生えていた梓を闕の間に植えると、それが松栢棫柞に変化したこと。「梓」は喬木の一種で、優れた人材や王者の象徴。「若作梓材、既勤樸斲、惟其塗丹雘。」（『尚書』周書・梓材）、「梓、木名、木之善者、治之宜精。」（孔穎達疏）、「梓為百王。」（陸佃『埤雅』）「闕」には宮殿としての意味もあるが、ここでは宮門両脇にある高殿の意味に取る(注9)。「松栢」は、長寿や厳しい境遇に耐える節操のある様、大人君子に譬えられる。「譬如松栢陵寒而鬱茂、由其内心貞和故也。」（『礼記』礼器「如松栢之有心也」孔穎達疏）「棫柞」はクヌギとタラノキ。一説では「棫」「柞」ともに同一の樹木（クヌギ）を指す。「域即柞也。其材理全白、無赤心者為白桜。」（陸璣『毛詩草木鳥獣虫魚疏』巻上「柞棫拔矣」）新しい葉が生えてから古い葉が落ちる性質を持つことから、徳をもって父子相承するさまに喩えられる。「柞之幹猶先祖也。枝猶子孫也。其葉蓬蓬喩賢才也。正以柞為興者柞之葉新将生、故乃落於地、以喩継世以徳相承者明也。」（『詩』小雅・采菽「維柞之枝、其葉蓬蓬」鄭箋）○受商之大命於皇天上帝……「大命」は天命。「天監厥徳、用集大命、撫綏万方。」（『尚書』太甲上）「皇天上帝」は天帝。「令民無不咸出其力、以供皇天上帝、名山大川、四方之神。」（『呂氏春秋』季夏）○昧爽、

召三公・左史戎夫……「昧爽」は夜明け方。三公は太師・太傅・太保の大臣職、左史は天子の行動を記録する官吏で、戎夫はその名。○取遂事之要戒、俾戎夫言之、朔望以聞……「遂事」は、既にしてしまったこと。「遂事不諫。」（『論語』八佾）ここでは、亡国の出来事を夢に見て驚いた穆王が、そうした歴史の経緯を左史に要約して語らせ、己への戒めとしたこと。○後祀……後に祀る者、子孫。○民物多変、民何向非利……民は目先の利益に向かって行動するものだということ。「民物」は民の財物。「虞為政仁愛、念利民物。」（『後漢書』劉虞伝）○維十有二祀……「祀」は「年」。○出金枝・郊宝・開和、細書……「金枝」「郊宝」「開和」は、それぞれ書物の篇名と考えられる(注10)。「細」は「紬（つづる、寄せ集める）」。「紬史記石室金匱之書。」（『史記』太史公自序）○命詔周公旦立後嗣、属小子誦文及宝典……武王が周公旦に小子誦（後の成王）の後継について告げたこと。「文及宝典」については、「誦を後嗣とする詔文と『逸周書』宝典篇とする説など諸説ある(注11)。○心之無窮……文意は不明。本稿では、「心これ窮まること無かれ」と読み、慎み努める気持ちが停滞せぬよう、との意味に取っておく(注12)。

【原文】

本文　而代命継位之大猷、胥茲為決、夢可易占乎、或有悪夢感疫厲而成者、則亦以季冬舎萌於①四方以贈之、

自注　周礼占夢、舎萌於四方、以贈悪夢、注*、萌兆也。贈送也、謂夢不吉、則②求其所以不吉之萌兆於四方而舎去之、以贈送其悪夢、使不復効也、

説苑*、妖孽者、天之所以警天子諸侯也、悪夢者、所以警士大夫也、故妖孽不勝善政、悪夢不勝善行、

賈誼書*、天子夢悪則修道、諸侯夢悪則修政、大夫夢悪則修身、

【校異】

①芸本は、「於」を「于」に作る。

②帰本は「則其所以」とする。ここでは、芸本に従い「則求其所以」に改めた。

＊芸本は、「注」の下に「云」を付す。

＊芸本は、「説苑」の下に「曰」を付す。

＊芸本は、「賈誼書」の下に「曰」を付す。

【書き下し文】

本文　而して代命継位の大猷（だいゆう）は、胥茲（みなここ）に決を為す。夢は

占い易かるべきか。或いは悪夢の疫厲に感じて成らんとする者あれば、則ち亦た季冬を以て萌を四方に舎てて以て之を贈る。

自注

『周礼』占夢、「萌を四方に舎いて、以て悪夢を贈る」注、「萌は兆なり。贈は送なり」と。謂うころは、夢不吉なれば則ち其の不吉なる所以の萌兆を四方に求めて之を舎去し、以て其の悪夢を贈送し、復た効ならざらしむるを謂うなり(注13)。『説苑』〔敬慎〕、妖孽は、天の天子諸侯に警する所以なり。悪夢は、士大夫に警する所以なり。故に妖孽は善政に勝たず、悪夢は善行に勝たず(注14)。『賈誼書』〔春秋〕、天子は悪しきことを夢みれば則ち道を修め、諸侯は悪しきことを夢みれば則ち政を修め、大夫は悪しきことを夢みれば則ち身を修む(注15)。

【現代語訳】

そうして天命の移行や王位の継承といった大いなる事業は、みなここ（夢を告げたり拝したりすること）で決定を行う。〔過去においてもこうした事例が見える以上、〕夢は軽々しく占うべきだろうか。もし悪夢の中で疫鬼に感じ、それが現実となってしまいそうならば、季冬にその〔不吉な〕きざしを四方に捨てやる。

【語注】

○大猷……大いなる事業。「若昔大猷、制治于末乱、保邦于来危。」（『尚書』周官）「言当順古大道、制治安国。」（孔安国伝）、「秩秩大猷、聖人莫之。」（『詩』小雅・巧言）「猷、道也。大道治国之礼法。」（鄭箋）○疫厲……「厲」は鬼、疫厲は疫鬼のこと。○舎萌於四方以贈之……「舎萌」の解釈については諸説ある。杜子春は「萌」を「明」と解し、年末に疫を駆って四方に置くとする。鄭玄は「舎」を「釈」に、「舎萌」を「釈采」に解し、新菜を置くことで悪しきものを追いやる意とする(注16)。○妖孽……異常な現象。または災禍をもたらす兆候。「凡草物之類謂之妖。妖猶夭胎、言尚微。蟲豸之類謂之孽。」（『漢書』五行志）

【原文】

本文　乃令方相氏行駆儺之政、

自注　周礼占夢、令儺駆疫、夏官方相氏、帥百隷而時儺、鄭玄、*贈悪夢之儺、行於季冬、蓋季冬日歴虚・危、虚・危有墳墓、四時之気為厲鬼、将随強陰出害人、故命有司大儺之也、

【校異】

＊芸本は、「鄭玄」の下に「曰」を付す。

【書き下し文】

本文　乃ち方相氏をして駆儺の政を行わしむ。

自注　『周礼』〔春官〕占夢に、「儺して疫を駆らしむ」と。夏官方相氏に「百隷を帥いて時に儺す」と（注17）。鄭玄、悪夢を贈るの儺は、季冬に行う。〔以下、孔穎達疏〕蓋し季冬は日虚・危を歴す。虚・危に墳墓あれば、四時の気は厲鬼と為り、将に強陰に随い出で人を害さんとす。故に有司に命じて大いに之を儺せしむ（注18）。

【現代語訳】

そこで方相氏に追儺の儀式を行わせるのである。

【語注】

○方相氏……疫病や悪鬼の駆逐を司る官職。悪鬼を驚かせるために熊の皮を被り、黄金の目を四つ付した仮面を着け、上下それぞれ黒と朱の衣裳を身に纏い、矛を執り盾を掲げた姿をする。多数の属官を率いて駆儺に当たる。（注19）を参照。○駆儺之政……逐疫の行事、おにやらい。歳末に疫病を駆逐する儀式。『呂氏春秋』季冬、『礼記』月令に「命有司大難」とある（『呂氏春秋』は「難」を「儺」に作る。「大儺」については後述）。○百隷……多くの属官。○季冬日歴虚・危、虚・危有墳墓、四時之気為厲鬼、将随強陰出害人……太陽が二十八宿の虚と危を通過し、またそこに墳墓星が見えると、四司の気（後述）が悪霊となり、強力な陰気で人に害を与える（本文の「四時」は「四司」の誤りと思われる）。墳墓は墳墓四星とも呼ばれる。「墳墓四星、在危下、主山陵悲惨事。」（『星経』巻下「墳」）四星は「四司」、すなわち司命・司禄・司危・司中の四星官を言う。「史遷云、四司、鬼官之長。又云、墳墓四星、在危東南。是危虚有墳墓四司之気也。」（『礼記』月令「以送寒気」孔穎達疏）。○大儺……年に数回行われる儺の中でも年末の儺は「大儺」とされる。「此月之時、命有司之官大為難祭、令難去陰気。言大者、以季春唯国家之難、仲秋唯天子之難、此則下及庶人、故云大難。」（『礼記』月令「命有司大難」孔穎達疏）、「爾乃卒歳大儺、駆除戢厲。」（張衡「東京賦」）その他、蔡邕『独断』（巻上）、『漢旧儀』（『後漢書』礼儀志中の注に引く）などを参照。大儺は後漢以降の王朝でも踏襲された（『隋書』礼儀志、『大唐開元礼』巻第九十など）。

【原文】

本文　而伯奇之神、載在漢書、

自注　通典*、後漢、季冬先臘十日大儺、謂之逐疫、選中黄門子弟百二十人為侲子、皆赤幘皁褠、執大鼗、作方相氏、与十二獸逐悪鬼於禁中、黄門倡、侲子和曰、伯奇食夢云、

【校異】

①芸本は、「云云」とする。

*芸本は、「通典」の下に「曰」を付す。

【書き下し文】

本文　而して伯奇の神は、載漢の書に在り。

自注　『通典』、後漢、季冬先臘十日大いに儺す、之を逐疫と謂う。中黄門の子弟百二十人を選んで侲子と為し、皆な赤幘皁褠し、大鼗を執る。方相氏を作て、十二獸と悪鬼を禁中に逐う。黄門倡え、侲子和して曰く、「伯奇夢を食う」と云う(注19)。

【現代語訳】

そして伯奇の神については、記載が漢代の書物に見える。

【語注】

○伯奇之神……悪夢を食べるとされる神獣。その名は『後漢書』礼儀志に見えるが、それ以降も「漢儀、大儺侲子辞、有伯奇食夢」(『酉陽雑俎』)のように、夢を食べるという性格は定着していたようである。また、敦煌文書『白沢精怪図』には「人夜得悪夢、旦起於舎東北被髪、呪曰、伯奇、伯奇、不飲酒、食完常食、高興地、其悪夢帰於伯奇、厭夢息、興大福、如此七呪、無咎也」(P.2682「敦煌本白沢精怪図両残巻」)のように、悪夢を見た後に家の東北に向いて髪を振り乱しながら、悪夢を伯奇のもとに祓う言葉を七回唱えることについて記されている(注20)。○先臘十日……この「十」は「一」の誤りと思われる。その場合は、大晦日の前日を言う。「先臘一日、大儺、謂之逐疫。」(『後漢書』礼儀志中)、「大儺、逐尽陰気為陽導也。今人臘歳前一日、撃鼓駆疫、謂之逐除是也。」(『呂氏春秋』十二紀季冬「命有司大儺」高誘注)○漢書……「漢代の書」の意味と考えられる(注21)。○中黄門子弟百二十人為侲子……「中黄門」は少府の宦者。「中黄門、奄人。居禁中在黄門之給事者也。」(『漢書』百官公卿表「中黄門皆属焉」顔師古注)「侲子」は逐疫を行う童子。「減逐疫侲子之半。」(『後漢書』和熹鄧皇后紀)「侲子、逐疫之人也。」(顔師古注)○赤幘皁

褠……赤い頭巾と黒く袂のない単衣。○大鼗……振りづつみ。「大鼗謂之麻、小者謂之料。」（『爾雅』釈楽）、「鼗如鼓而小。」（『周礼』春官・小師「小師掌教鼓鼗柷敔塤簫管弦歌」鄭注）○十二獣……方相氏が厄災となる鬼たちを威嚇し追い払う際に率いる十二の神獣。甲作・胇（ひつ）胃（い）・雄伯・騰簡・攬諸（らんしょ）・伯奇・強梁・祖明・委随・錯断・窮奇・騰根。（『後漢書』礼儀志中）

【原文】

本文　鵸鵌之鳥、著之山海経、

自注　山海経*、翼望之山有鳥焉、其状如烏、三首大尾而善笑、名曰鵸鵌、服之使人[1]不夢魘、可以禦凶、

【校異】

①帰本には「服之可以使人」とあるが、芸本と『山海経』には「可以」の二字がない。ここでは芸本と『山海経』に従い「服之使人」に改めた。

*芸本は、「山海経」の下に「曰」を付す。

【書き下し文】

本文　鵸鵌（いよ）の鳥は、之を『山海経』に著す。

自注　『山海経』、翼望（よくぼう）の山に鳥あり、其の状は烏の如く、三首大尾にして善く笑う。名づけて鵸鵌と曰う。之を服せば人をして夢魘（むえん）せず、以て凶を禦（ふせ）ぐべからしむ（注22）。

【現代語訳】

鵸鵌の鳥については、これを『山海経』に著す。

【語注】

○鵸鵌之鳥……烏に似た珍鳥。北山経にもその名が見える。呼称は一定していないようで、『逸周書』王会解には「奇幹善芳」とある（注23）。○翼望之山……または土翠山とも言う。草木がなく、金や玉が多い。○服……毛皮や羽毛を身につける、または服用する意。「奇幹善芳。善芳者、頭若雄鶏、佩之令人不昧。」（『逸周書』王会解）、「周書曰服者不昧。」（郝懿行『山海経箋疏』に引く郭璞注）○不魘夢……「魘」は、うなされること。『山海経』本文ではなく郭璞注に見える句。

【原文】

本文　夜神之呪、述於酉陽雑俎、

自注　段成式曰、夜神呪可辟[1]悪夢、呪曰、婆珊婆演帝、詳見続博物志、

【校異】

①芸本は「辟」を「避」に作る。

【書き下し文】

本文　夜神の呪は、『酉陽雑俎』に述ぶ。

自注　段成式曰く、「夜神の呪は悪夢を避くべし。呪して曰く、『婆珊婆演帝』」と(注24)。詳しくは『続博物志』に見ゆ(注25)。

【現代語訳】

夜神の呪言については、『酉陽雑俎』に述べられている。

【語注】

○夜神之呪……「夜神」は『華厳経』などに見える婆珊婆演帝主夜神のこと（「婆珊婆演底」ともいう）。人々を恐怖諸難から守護する神。「此閻浮提摩竭提国迦毘羅城。有主夜神、名婆珊婆演底。……我於夜闇人静、鬼神盗賊、諸悪衆生、所遊行時、……我時即以種種方便、而救済之。」（『華厳経』巻六十八　入法界品）(注26)　○続博物志……宋の李石撰。体裁の大略は西晋の張華『博物志』に倣い、内容は宋代の逸聞を収めるなど『博物志』を補うが、附会の説も見られる（『四庫全書総目提要』）。

【原文】

本文　故鬱塁・桃梗・葦虎之設、亦舎萌贈悪之遺制云、

自注　山海経*、東海中有度索山、上有大桃樹、蟠三千里、其東北鬼門、万鬼出入、有二神人、一①名曰神荼、一①名曰鬱塁、閲領衆鬼之害人者、執以葦索、而用以食虎、於是黄帝法而象之、駆儺畢、因立桃梗於門、画鬱塁・葦虎之象、漢制、設桃梗・鬱塁・葦茭於百官宮府、又以葦戟・桃枝賜公卿、

【校異】

①芸本は、「一名曰」を「一曰」とする。

*芸本は、「山海経」の下に「曰」を付す。

【書き下し文】

本文　故に鬱塁・桃梗・葦虎の設くるも、亦た萌を舎て悪を贈るの遺制と云う。

自注　『山海経』、東海中に度索山あり、上に大桃樹あり、蟠ること三千里、其の東北の鬼門、万鬼出入す。二神人あり、一名曰く神荼、一名曰く鬱塁。衆鬼の人を害する者を閲領し、執るに葦索を

以てして、而して用以て虎に食わしむ。是に於て黄帝法りて之に象る。駆儺畢わりて、因りて桃梗を門に立て、鬱塁・葦虎の象を画す。漢制、桃梗・鬱塁・葦茭を百官の宮府に設け、又た葦戟・桃枝を以て公卿に賜う(注27)。

【現代語訳】

だから、鬱塁〔の画〕・桃人・葦や虎〔の画〕を設けるのも、また〔悪夢の〕きざしを捨てて悪しきものを追いやる古代制度の名残なのである。

【語注】

○鬱塁……神荼と共に百鬼を取り締まる神。「謹按、黄帝書、『上古之時、有荼与鬱塁昆弟二人、性能執鬼。度朔山上立桃樹、下簡閲百鬼、無道理、妄為人禍害、荼与鬱壘縛以葦索、執以食虎。』於是縣官常以臘除夕、飾桃人、垂葦茭、画虎於門、皆追效於前事、冀以衛凶也。」(『風俗通義』祀典)○桃梗……桃の木で作った人形。「梗」は人形。「司馬云、土梗、土人也。」(『経典釈文』荘子音義中、田子方「土梗」)桃は鬼が畏れる木と考えられた。「梧、大杖、以桃木為之、以撃殺羿。由是以来鬼畏桃也。」(『淮南子』詮言「羿死於桃梧」許慎注)○葦虎……葦の縄を飾り、門に虎を描くこと。○度索山……仙山。度朔山とも言う。○蟠……とぐろを巻くこと。蟠屈。○其東北鬼門、万鬼出入……鬼門の由来については諸説ある。『山海経』では、桃木の枝の隙間で東北に向くところが鬼門とされている。東北の鬼門のほか、天門(西北)・地門(東南)・人門(西南)もあったとされる(注28)。○執以葦索、而用以食虎……「葦索」は、葦を寄り合わせて作った太い綱。「故用葦者、欲人子孫蕃殖、不失其類、有如萑葦。……虎者、陽物、百獣之長也、能執搏挫鋭、噬食鬼魅。」(『風俗通義』祀典)、「萑葦有叢。」(『淮南子』説林)○葦茭……「葦茭」は葦で作った縄。「茭者、交易、陰陽代興也。」(『風俗通義』祀典)○葦戟桃枝……葦で作った矛と桃の木で作った杖。

訳者注

(1)「季冬聘王夢、献吉夢于王、王拝而受之。」(『周礼』春官・占夢)

(2)「聘、問也。夢者事之祥。吉凶之占在日月星辰。季冬日窮于次、月窮于紀、星迴于天、数将幾終。於是発幣而問焉。若休慶之云爾。因献群臣之吉夢於王帰美焉。詩云、牧人乃夢、衆維魚矣、旐維旟矣。此所献吉夢。」(『周礼』春官・占夢「季冬

聘王夢、献吉夢于王、王拝而受之」鄭玄注）

（3）ただし「発幣」の解釈には諸説ある。孫詒讓『周礼正義』は兪越の説を引き、「聘」は「聘名士」（『礼記』月令）の「聘」、即ち「求める」意とする。また、季冬に王へ献上する夢は、群臣の夢ではなく王が一年間に見た吉夢であるとし、王がそれらを拝受するという。その場合、「発幣」は臣下から王に贈るのではなく、王が群神に贈る意になると考えられる。吉夢を拝する際に群神を祀ることについては、『帝王世紀』第五に「文王不敢占、召太子発、命祝以幣告於宗廟群神、然後占之於明堂。及発并拝吉夢」とある。同様の記述は『潛夫論』夢列篇にも見える。

（4）「文王去商在程、正月既生魄、太姒夢見商之庭産棘、小子発取周庭之梓樹于闕間、化為松栢棫柞。寤驚、以告文王、文王乃召太子発占之于明堂。王及太子発並拝吉夢、受商之大命于皇天上帝。」（『逸周書』程寤）本稿では、黄懐信・張懋鎔・田旭東 撰『逸周書彙校集注（修訂本）』（上海古籍出版社、二〇一一年）を使用。

（5）「維正月、王在成周。昧爽、召三公左史戎夫曰、今夕朕寤、遂事驚予。乃取遂事之要戒、俾戎夫言之、朔望以聞。」（『逸周書』史記解）

（6）「維文王告夢、懼後祀之無保。庚辰、詔太子発曰、汝敬之哉。民物多変、民何嚮非利。……嗚呼、敬之哉。民之適敗、上察下遂。信何嚮非私。私維生抗、抗維生奪、奪維生乱、乱維生亡、亡維生死。嗚呼、敬之哉。汝慎守勿失、以詔有司、夙夜勿忘、若民之嚮引。」（『逸周書』文儆）

（7）「惟十有二祀四月、王告夢。丙辰、出金枝郊宝開和、細書、命詔周公旦立後嗣。属小子誦文及宝典。王曰、嗚呼、敬之哉。汝勤之無蓋。□周未知所周、不周商□無也。朕不敢望、敬守勿失、以詔賓小子曰、允哉。汝夙夜勤、心之無窮也。」（『逸周書』武儆）

（8）今場正美「中国古代の占夢（一）」（『立命館白川静記念東洋文字文化研究紀要』六、二〇一二年）

（9）本訳注では、清華簡（二〇〇八年に清華大学が香港の古物商から購入した竹簡）に収められている「程寤」も参照した。清華簡「程寤」には、文王の武王に対する訓戒が詳細に記されており、『逸周書』や「程寤」を研究する上で重要な意義を持つ。なお「程寤」の釈読については、湯浅邦弘「太姒の夢と文王の訓戒―清華簡「程寤」考―」（『中国研究集刊』崐号（総五十三号）、二〇一一年）、黄懐信「清華簡《程寤》解讀」（簡帛網、二〇一一年三月二十八日）を参照。

（10）「金枝当作金版、版俗作板、与枝形近而誤。金版、見前大聚篇。荘子徐無鬼篇云、横説之則以詩・書・礼・楽、縦説之則以金板・六弢。釈文引司馬彪、崔譔云、金板六弢、皆周書篇名。」（孫詒讓『周書斠補』）

(11)『逸周書彙校集注（修訂本）』参照。

(12) 盧文弨等の諸家によれば、残欠のため解読不能であるという（『逸周書彙校集注（修訂本）』）。

(13)「贈送也」を除く記述は鄭玄注に見えない。明の王応電『周礼伝』には「劉氏曰」として同様の記述が確認できる。「劉氏」については、宋の劉彝『周礼中義』もしくは宋の劉恕『周礼記』の可能性が高いと思われるものの、双方佚しており現在確認することができない。

(14)「故妖孽者、天所以警天子諸侯也。悪夢者、所以警士大夫也。故妖孽不勝善政、悪夢不勝善行也。至治之極、禍反為福。」（『説苑』敬慎）本稿では、『説苑校証』（中華書局）を使用。

(15)「晋文公出畋、前駆還白、前有大蛇、高若堤、横道而処。文公曰、還車而帰。其御曰、臣聞、祥則迎之、見妖則凌之。今前有妖、請以従吾者攻之。文公曰、不可。吾聞之曰、天子夢悪則修道、諸侯夢悪則修政、大夫夢悪則修官、庶人夢悪則修身。若是、則禍不至。今我有失行、而天招以夭、我若攻之、是逆天命也。」（『新書』春秋）本稿では、『新書校注』（中華書局）を使用。

(16)「詒譲案、舍・釈、采・菜、字並通。古凡祓禳之事、或有釈菜。……此贈悪夢、蓋用祓禳之礼、故亦有釈菜也。」（孫詒譲『周礼正義』春官・占夢）

(17)「遂令始難欧疫。」（『周礼』春官・占夢）、「方相氏、掌蒙熊皮、黄金四目、玄衣朱裳、執戈揚盾、帥百隷而時難、以索室駆疫。」（『周礼』夏官・司馬・方相氏）

(18)「遂令始難欧疫。」（『周礼』春官・占夢）「季冬之月、命有司大儺。」（鄭玄注）「此月之中、日歴虚危、虚危有墳墓、四司之気為厲鬼、将随強陰出害人也。故難之命有司者、命方相氏。」（孔穎達疏）

(19)「後漢季冬先臘一日、大儺、謂之逐疫。其儀、選中黄門子弟年十歳以上、十二以下、百二十人為侲子。皆赤幘皁製、執大鼗。方相氏黄金四目、蒙熊皮、玄衣朱裳、執戈揚楯。十二獣有衣毛角。中黄門行之、冗従僕射将之、以逐悪鬼於禁中。夜漏上水、朝臣会、侍中・尚書・御史・謁者・虎賁・羽林郎将執事、皆赤幘陛衛。乗輿御前殿。黄門令奏曰、侲子備、請逐疫。於是中黄門倡、侲子和、曰、甲作食殃、胇胃食虎、雄伯食魅、騰簡食不祥、攬諸食咎、伯奇食夢、強梁、祖明共食磔死寄生、委随食観、錯断食巨、窮奇、騰根共食蠱。凡使十二神追悪凶、赫汝躯、拉汝幹、節解汝肉、抽汝肺腸。汝不急去、後者為糧。」（『通典』巻七十八）

(20) これと類似する内容は雲夢秦簡「日書」にも見えるが、そこでは「伯奇」ではなく「狗琦」の名が記されている。このことから、漢以前にも「悪夢を食うことで辟邪を行う」存在があったことがわかる。詳細については、高国藩『敦煌民俗学』第二十章 敦煌民間信仰的『白沢精怪図』第四節 敦煌本伯奇神

話考索 を参照。本稿ではP.2682の釈読も本書に拠った。

(21)「季冬之月、星廻歳終、陰陽以交、労農大享臘。先臘一日、大儺、謂之逐疫。其儀、選中黄門子弟年十歳以上、十二以下、百二十人為侲子。皆赤幘皁製、執大鼗。方相氏黄金四目、蒙熊皮、玄衣朱裳、執戈揚盾。十二獣有衣毛角。中黄門行之、冗従僕射将之、以逐悪鬼于禁中。夜漏上水、朝臣会、侍中、尚書、御史、謁者、虎賁、羽林郎将執事、皆赤幘陛衛。乗輿御前殿。黄門令奏曰、侲子備、請逐疫。於是中黄門倡、振子和曰、甲作食殂、胇胃食虎、雄伯食魅、騰簡食不祥、攬諸食咎、伯奇食夢、強梁、祖明共食磔死、寄生委随食観、錯断食巨、窮奇、騰根共食蠱。凡使十二神追悪凶、赫女躯、拉女幹、節解女肉、抽女肺腸。女不急去、後者為糧。」因作方相 与十二獣儛。嚾呼、周徧前後省三過、持炬火、送疫出端門。門外騶騎伝炬出宮、司馬闕門門外五営騎士伝火棄雒水中。百官官府各以木面獣能為儺人師訖、設桃梗、鬱櫑、葦茭畢、執事陛者罷。葦戟、桃杖以賜公、卿、将軍、特侯、諸侯云。」(『後漢書』礼儀志中)

(22)「西水行百里、至于翼望之山、無草木、多金玉。……有鳥焉、其状如烏、三首六尾而善笑、名曰鵸鵒、服之使人不厭、又可以禦凶。」(『山海経』西山経)袁珂校注『山海経校注』(上海古籍出版社、一九八〇年)を使用。

(23)『逸周書彙校集注(修訂本)』を参照。

(24)「雍益堅云、主夜神呪、持之有功徳。夜行及寐、可已恐怖悪夢。呪曰、婆珊婆演底。」(『酉陽雑俎』巻五)本稿では中華書局本を使用。

(25)「段成式云、主夜神呪、可辟悪夢。呪曰、婆珊婆演帝。」(『続博物志』巻六)

(26)婆珊婆寅帝が当時において認知されていたことは、洪邁『夷堅志』にも見えている。「宋云、吾日畏夢、夢人授一偈、纔数字、覚而憶之、毎独処臨卧、輒誦百遍覚心志自然、不復恐懼。予曰、非謂婆珊婆寅帝耶。宋驚曰、君何以知之。予言不惟知其名、且能究所出、予始読西陽雑俎云、主夜神呪、可辟悪夢、而莫暁其故、後読華厳経云、善財龍女、参善知識、至閻浮提摩揭提国、迦毗羅城、見主夜神、名曰、婆珊婆寅。底神言我得菩薩、破一切衆生癡暗法光明解脱、我於夜暗人静、鬼神盗賊諸悪衆生、所遊行時、密雲重霧。」

(27)「山海経又云、滄海之中、有度朔之山、上有大桃木、其屈蟠三千里、其枝間東北曰鬼門、万鬼所出入也。上有二神人、一曰神荼、一曰鬱壘、主閲領万鬼。悪害之鬼、執以葦索、而以食虎。於是黄帝乃作礼、以時駆之、立大桃人、門戸画神荼鬱壘与虎、懸葦索以御。」(『論衡』訂鬼)

(28)「河図括地象曰、天不足西北、地不足東南、西北為天門、東南為地戸、天門無上、地戸無下。」(『周礼』地官・大司徒、「日至之景」鄭注「景尺……為然」賈公彦疏)、「是古以西北為天

門、東南為地戸、西南為人門、東北為鬼門。」（『論衡校釈』九三九頁、中華書局）